

資 料

保 存 期 間 : 5 年  
(令和11事務年度末)  
令 和 6 年 12 月 13 日

# 第9回 国税庁保有行政記録情報を使った 税務大学校との共同研究に関する有識者会議 (持ち回り開催)

国税庁企画課データ活用推進室

# 第2期採択研究の利用期間の延長申出について

- 第2期採択研究代表者から、税務データの利用期間の延長についての申出があったため、ガイドラインに規定している、延長の申出の審査基準では問題ないと考えられるところ、延長を認めることについて、ご意見賜りたい。

## 税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報 利用に係るガイドライン（抜粋）

### 第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

#### 3 利用期間の延長

代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、国税庁は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。

(以下略)

#### (1) 記載事項変更依頼申出書の提出

代表者になっている申出者は延長を希望する場合、原則として利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を国税庁に提出するものとする。

(以下略)

#### (2) 延長の申出の審査基準

記載事項変更依頼申出書が提出された場合、国税庁は次の審査基準により審査を行い、延長の諾否について決定する。

- 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- 利用目的、利用者の範囲等の利用期間以外の変更が一切なされていないこと。
- 延長期間が1年以内であり、延長理由から判断して、必要な最小限の期間であること。
- 延長を希望する個票データ等の利用期間について、初回の延長申出であること。

#### (3) 請否の通知

国税庁は、代表者になっている申出者に対して、文書により延長申出の請否について通知する。

(以下略)

## 【第2期採択研究】

研究テーマ	確定申告者の申告理由と所得の状況の把握（所得税）
共同研究者	京都大学経済研究所 宇南山卓 教授（代表者）、神戸大学 勇上和史 教授、 神戸大学 佐野晋平 准教授、財務総合政策研究所 吉川洋 名譽所長、経済産業研究所 荒田禎之 研究員
研究テーマ	平成26年度以降の法人税改革の効果に関する研究と税務統計を用いた実態把握手法の整備（法人税）
共同研究者	慶應義塾大学 土居丈郎 教授（代表者）、 早稲田大学 別所俊一郎 教授、名古屋市立大学 湯之上英雄 准教授